ご質問	回答
産後の申請をしやすくできないか。	産前に申請していただいている方には、利用承認通知時に産後利用の変更申請書も同封しています。家族の方も代理で申請できます。産前に登録し、産後の変更申請書が未提出である場合、利用の必要性がある方については、事前に連絡いただければ、申請は後日でもヘルパー派遣を認めることもできますのでご相談ください。
交通費の対象となるのはどのような範囲か。	ヘルパーが利用者宅から生活必需品の買い物や病院受診への同行のサービスを行う際、移動のための交通費が必要な場合に交通費を利用者へ請求することを想定しています。
授乳、沐浴そのものを対象としているのか。	調乳などの授乳の準備や着替えの準備などです。 乳児にミルクを与えたり、お風呂に入れることは対象としていません。
利用事業者はどのようにして決まるのか。	申し込みの際に利用者から希望があれば優先します。 希望がなければ、地域などにより、事業者と調整して決定しています。